

令和元年台風19号により被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対する災害給付金の交付に関する要綱を次のように定める。

令和元年12月3日

郡山市長 品川 万里

令和元年台風19号により被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対する災害給付金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風19号による災害（以下「災害」という。）により被災した認可外保育施設に入所する児童の保護者に対し、その被害の程度に応じ、予算の範囲内で給付金（以下「災害給付金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。

2 この要綱において「保護者」とは、入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者と認められる者に限る。）であって、現に児童を監護するものをいう。

3 この要綱において「基準保育料」とは、保護者が支払った令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料（食材料費等の実費負担分は除く。）をいう。ただし、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の幼児については月額37,000円、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児については月額42,000円をそれぞれ上限とする。

(給付対象者)

第3条 この要綱に基づく給付を受けることができる者は、災害による被災者で令和元年10月以降令和2年3月までの間に認可外保育施設に入所している児童の保護者（市内に住所を有する者に限る。）とする。ただし、子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。企業主導型保育施設における施設利用給付を含む。）を受けている者は除く。

(給付の要件及び給付額)

第4条 保護者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該各号に掲げる額を給付する。ただし、算出した額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 災害により死亡した者 基準保育料の全額

(2) 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった者 基準保育料の10分の9の額

(3) 保護者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者 次の表の左欄における平成30年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の

3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）、法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この条において同じ。）の保護者全員分の合算額の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合の額

合計所得金額の合算額	給付金額	
	損害の程度が10分の 3 以上10分の 5 未満のとき	損害の程度が10分の 5 以上のとき
500 万円以下であるとき	基準保育料の 2 分の 1	基準保育料の全部
500 万円を超え 750 万円以下であるとき	基準保育料の 4 分の 1	基準保育料の 2 分の 1
750 万円を超えるとき	基準保育料の 8 分の 1	基準保育料の 4 分の 1

- (4) 保護者の災害の被害による農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第 185 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）の合算額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の合算額の10分の 3 以上である者 次の表の左欄における平成30年中の法第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額の保護者全員分の合算額の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合の額

合計所得金額の合算額	給付金額
300 万円以下であるとき	基準保育料に、平成30年中の合計所得金額の合算額のうち農業所得の合算額の占める割合を乗じて得た額（以下この表において「給付対象額」という。）の全部
300 万円を超え 400 万円以下であるとき	給付対象額の10分の 8
400 万円を超え 550 万円以下であるとき	給付対象額の10分の 6
550 万円を超え 750 万円以下であるとき	給付対象額の10分の 4
750 万円を超えるとき	給付対象額の10分の 2

- 2 前項各号の規定のうち 2 以上の規定の適用を受けることができる者については、最も給付額が高い規定のみを適用する。
- 3 前 2 項の場合において、保護者が、次に掲げる補助金の交付を受けている場合にあつては、基準保育料から当該補助金の交付を受ける額を差し引いて得た保育料（以下「対象保育料」という。）を災害給付金の対象とする。この場合において、前項各号中「基準保育料」とあるのは「対象保育料」と読み替えて適用するものとする。
- (1) 郡山市第一子保育料無料化・軽減事業補助金（郡山市認可外保育施設第一子保育料無料

化・軽減事業補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）に規定する補助金

(2) 郡山市多子世帯保育料軽減補助金（郡山市多子世帯保育料軽減補助金交付要綱（平成19年9月5日制定）に規定する補助金

（災害給付金の交付の申請）

第5条 災害給付金の交付を受けようとする保護者（以下「申請保護者」という。）は、郡山市認可外保育施設入所児童保護者災害給付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を、市長が公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略することができる。

(1) 郡山市認可外保育施設入所児童保護者災害給付金交付申請書（第1号様式）の提出後にその記載内容に変更が生じた場合は、異動報告書（第2号様式）

(2) 前号のほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する申請は、災害給付金の性質により、給付期間の開始前には申請することができないため、規則第20条の3の規定に基づき、令和元年12月27日までに市長に申請書を提出するものとする。

（在園の期間及び保育料の納付の実績）

第6条 市長は、申請保護者に、対象の児童の認可外保育施設への入所の期間及び保育料の納付の実績について報告を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、申請保護者が対象の児童の入所の期間及び保育料の納付の実績を入所する施設の長が市長に報告することに同意する場合は、申請保護者に代わって当該施設の長が報告できるものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、災害給付金の交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により申請保護者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により災害給付金の交付の決定を受けた者（次項において「交付決定者」という。）は、災害給付金の給付対象となる期間分の保育料の納入を完了したときは、郡山市認可外保育施設入所児童保護者災害給付金実績報告書（第3号様式）に入所施設の証明を受け、令和2年3月31日までに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の実施結果が災害給付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき災害給付金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額であるときは、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な次項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月 日から施行する。

郡山市長

申請人（保護者） 氏名

㊞

郡山市認可外保育施設入所児童保護者災害給付金交付申請書

下記により、災害給付金の交付を受けたいので、令和元年台風19号により被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対する災害給付金の交付に関する要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請の事由	令和元年台風19号により被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対する災害給付金の交付に関する要綱第4条第1項第__号に該当するため。				
給付を受けようとする期	年 月 日 から		年 月 日 まで		
対象児童氏名			生年月日	年 月 日	
保育施設名			入所年月日	年 月 日	
月額保育料 (食材料費等を除く)	円		令和元年10月～ 3月分として納 付予定の保育料	円	
振込口座 (申請人名義)	金融機関名称		種別 (該当に○)	口座名義 (カタカナ)	
	支店名称		普通・その他 ( )	口座番号	

申請に際し、標記災害給付金の交付事務に必要な下記1～4の情報を市長が調査し、災害給付金の交付事務に限り利用することについて、同意します。

- 申請人が属する世帯の状況（世帯に属する者の氏名、生年月日、年齢、続柄、郡山市の住民となった日）及び児童と生計を一にする世帯員の市町村民税の課税状況（市税等の減免に係る被災（損害）状況の調査結果を含む。）
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費の受給又は企業主導型保育施設における施設利用給付（幼児教育・保育の無償化）の状況
- 郡山市第一子保育料無料化・軽減事業補助金及び郡山市多子世帯保育料軽減補助金の交付状況
- 対象児童が入所する施設が保有する対象児童の入所期間及び保育料の納入実績等交付事務に必要な情報

同意欄

児童の父 氏名	㊞	児童の母 氏名	㊞
同居の祖父・祖母・曾祖父・曾祖母等 氏名	㊞	同居の祖父・祖母・曾祖父・曾祖母等 氏名	㊞

※同意をいただけない場合は、交付事務に必要な情報を確認するために必要な書類（市長が指示する書類）を別途御提出いただく必要があります。  
(裏面記入欄あり)

**世帯状況** ※この欄には、申請日現在の父、母、兄弟姉妹、その他対象児童と同居する全ての方（祖父母等）を記入してください。（対象児童本人分は記載不要です。）

対象児童の住所	〒 ー 電話番号 ( )						
(申請人(保護者)と対象児童の住所が異なる場合のみ) 申請人(保護者)の住所	〒 ー 電話番号 ( )						
氏名	生年月日			年齢	児童からみた続柄	同居別居	事務処理欄 (記入不要)
	昭和 平成				父	同居 別居	
	昭和 平成				母	同居 別居	

**他の補助金等の申請状況**

以下の補助金等を申請（受給）している場合は、あてはまるものにチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付（企業主導型保育施設における施設利用給付を含む。））
<input type="checkbox"/>	郡山市第一子保育料無料化・軽減事業補助金
<input type="checkbox"/>	郡山市多子世帯保育料軽減補助金

**添付書類**（以下の書類をこの申請書といっしょに御提出ください。）

- ・振込先口座の通帳の口座番号が分かる部分の写し（コピー）
- ・入所施設との契約書又は月額保育料（食材料費等を除く。）が分かる書類（集金袋等）の写し（コピー）

		提出日	年 月 日
入所している 認可外保育 施設の名称			
(フリガナ)		(フリガナ)	
対象児童 氏名		申請人 氏名 (保護者)	(印)
児童生年月日	年 月 日		

### 異動報告書

郡山市長

認可外保育施設入所児童に係る災害給付金の交付申請に係る異動について、次のとおり報告します。

	変更前	変更後
フリガナ		
申請人の氏名(保護者)		
フリガナ		
対象児童の氏名		

※離婚・結婚等により氏名が変更となった場合は、この表に記入し報告すること。(申請人そのものの変更(例:父→母)の場合には、改めて申請書を提出すること。)

申請人・児童の住所	〒	—
※申請人・児童 該当に○ をし、新住所を記入	電話番号	

振込口座（申請人） ※振込口座を変更する場合に新口座を記入(通帳の写しを添付)		種別(該当に○)	普通(総合)・その他( )
金融機関 名称		口座名義 (カタカナ)	
支店名称		口座番号	

	変更前	変更後
その他		

年 月 日

郡山市長

申請人（保護者） 氏名 ⑩

郡山市認可外保育施設入所児童保護者災害給付金実績報告書

令和 年 月 日付け31郡育第 号により交付決定を受けた災害給付金について、令和元年台風19号により被災した認可外保育施設入所児童の保護者に対する災害給付金の交付に関する要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

住 所		
児 童 氏 名		
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日生	
施 設 名		
保 育 料 支 払 済 額	10月分	円
	11月分	円
	12月分	円
	1月分	円
	2月分	円
	3月分	円
	合 計	円

※保育料には、食材料費（給食費）等の実費負担額は含まない。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施 設 名  
設 置 者 名  
代 表 者

⑩